

アスベスト含有製品の輸入禁止について

労働安全衛生法では石綿含有率 **0.1%を超えるもの**を規制対象として輸入等を禁じています。この0.1%超という閾値は、輸入する物全体を分母とするものではなく、構成する部品のうち一つでも石綿含有率が**0.1%以上だった場合**に直ちに違法となります。

また、物品への混入が非意図的なものであったとしても違法となります（違反があった場合には法人の代表者及び行為者の両方に罰則が適用されます。）。

特に、過去に石綿が使用されていた製品の代替品として輸入されるものに石綿が含有している場合がありますので、輸入に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ書面や分析結果により確認するようお願いしています。

製造禁止前に使用されていた主な石綿含有製品

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
摩擦材	ブレーキパッド等	自動車用と産業用(クレーン、エレベーター等)のブレーキなど
接着剤		高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるものなど
耐熱・電気絶縁体		配電盤など
シール材	ガスケット	配管用フランジなどの制止部分の密閉に用いられるもの
	パッキン	バルブやポンプなどの軸封などの運動部分の密閉に用いるもの
その他の石綿製品		工業製品材料(ジョイントシート、石綿布など)、実験用金網など

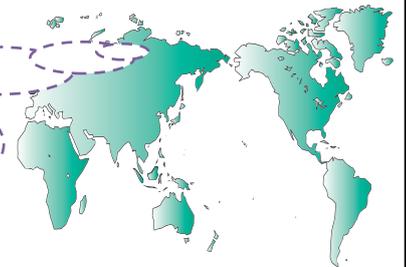
製品輸入時の注意事項



製品を輸入する際、相手先に対して「日本では0.1%以上の石綿含有製品の輸入は一切禁じられており、輸入してしまったことが非意図的だったとしても、また、物品への混入が非意図的なものであったとしても日本では違法となる」旨を常々伝達、説明しておくことが重要です。

- ✓ 送出国では、石綿含有率1%超を規制対象としていて、0.1%~1%石綿が含まれることについては法令上の問題はなく「ノンアスベスト品」としています
- ✓ 送出国では、石綿を主材料とはしていないものの数%から数十%含まれるものを「非石綿」と表現しています

各国規制状況が違うので、上記の点に注意し、輸出元に対して輸入される製品が石綿を含有していない旨の証明書や分析結果を提出してもらってください。



裏面の中国語の日本の石綿禁止に係る説明資料もご活用ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

关于在日本全面禁止使用石棉产品的规定

在日本将禁止制造、进口、转让、提供和使用石棉制品和石棉含有量超过 0.1% 重量的所有产品。



在日本，如下所示的所有类型的石棉产品将成为全面禁止的对象（无论产品的种类，如果石棉的含有量超过产品总重量的 0.1%，将违反此规定）。

温石棉
青石棉
茶石棉
直闪石
绿闪石
透闪石

在日本违反进口规定的事例

- 在日本，进口石棉含有量超过产品总重量 0.1% 的所有产品将被禁止，对于日本的进口商在不经意间向日本进口了含有石棉的产品的情况，或者在不经意间向产品中混入了石棉的情况，作为结果，如果向日本进口了石棉含有量在 0.1% 以上的产品，也将违反本规定。
- 超过 0.1% 的意思是：不仅仅针对相对于产品全部重量的石棉的重量，对于构成产品的各类部件，如果仅有一个部件的石棉含量超过了 0.1%，也将违反本规定。例如，在自行车等产品的内部，在刹车件等部件中，即使有一个部件的石棉含有量超过了 0.1%，进口到日本也将违反本规定。
- 在日本，无论产品的种类、用途、重量和大小，如果其石棉含有量超过了产品总重量的 0.1%，将违反本规定。^{*}

^{*} 为研究目的而进口的石棉产品需要得到例外确认，进口商需事先获得许可。

对于向日本国内进口机械产品的进口商，在他们进口该类产品时，请日本政府提前根据书面报告和分析结果报告确认密封填料和垫片等部件中不含有石棉。